

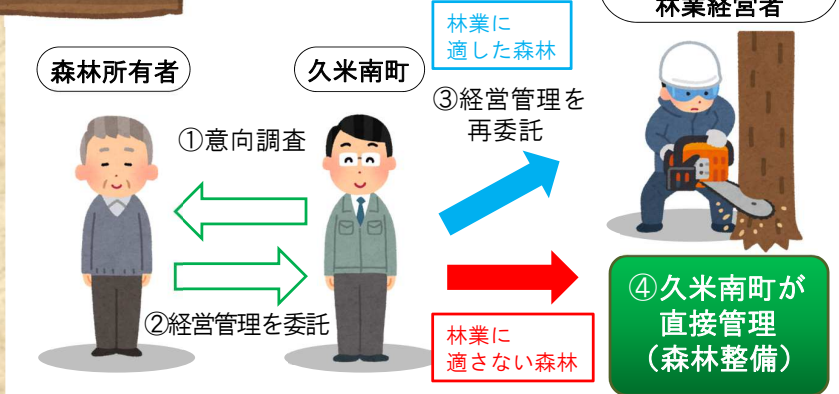
森林所有者の皆様へ 森林経営管理制度のご案内

～森林の適切な経営管理が求められています～

森林経営管理制度とは

この制度は、管理されていない森林を、久米南町が仲介役となって、所有者と林業経営者をつなぎ、森林の適切な経営や管理を進める制度です。また、それができない森林は、久米南町が直接管理を行い、災害防止など森林の公益的機能を高め、林業の発展と森林の適切な管理の両立を図ることを目指すものです。

制度のしくみ



- 1
- 2
- 3
- 4

1 森林所有者には、山が手入れ不足とならないよう適切な森林経営管理を行う「責務」が明確化されました。

2 森林所有者が森林の経営管理ができない場合、「久米南町」に森林の経営管理を委託することができます。

3 久米南町に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は、「意欲と能力のある林業経営者」に再委託されます。

4 再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、久米南町が直接管理をします。

新しい制度がつけられた背景

久米南町のおよそ7割を占める森林は、公益的機能を保有しており、私たちの暮らしと深くつながっています。

この森林のうち、およそ4割がスギやヒノキといった人工林で、木材として利用可能な時期を迎えており、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をしていかなければなりません。

一方で、林業の低迷や所有者の相続等による森林への関心の薄れにより、森林の経営管理が適正に行われずに荒廃した森林が増え、災害防止や地球温暖化防止といった森林の公益的機能の維持に支障が生じています。



森林環境税および森林環境譲与税の創設

第196回通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度法制改正において、森林環境税（2024年度から年額1,000円を課税）および森林環境譲与税（2019年度から譲与）が創設されました。

森林の有する災害防止や地球温暖化防止、国土保全、水源涵養などの様々な公益的機能を発揮させるために森林経営管理制度を活用して、これまで手入れができていなかった森林の整備、その経営管理を担う人材育成・担い手の確保などに充てられます。

森林経営管理制度の進め方

林業経営者への委託などを受けていない森林（人工林を優先）を対象に、調査準備の整った森林から意向調査を行います。

意向調査の結果を踏まえ、森林所有者が経営管理をできない場合には、林業経営者とマッチングを行い、計画的に集積・集約化を進めていきます。



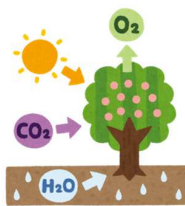
STEP① 経営管理が行われていない森林の所有者などを調べ、どのように意向調査を行うのか、計画を作成します。

STEP② 計画に基づき、森林所有者の方々へ森林の経営管理に関する意向調査を順々に行います。 ※調査時期は地域により異なります。

STEP③ 意向調査の結果を踏まえ、森林の適切な経営管理の方法を決定していきます。

森林経営管理制度により期待される効果

森林経営管理制度は、森林を適切に管理し、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進に寄与するとともに、安定的に木材を供給し、川中・川下の関係者とともにより木材に付加価値をつけて有効に活用することとなり、林業を成長産業化し、雇用の創出や地域経済の活性化、ひいては、地方創生の実現にも寄与することが期待されます。



森林所有者

- 市町村が介在することで、長期的に安心して森林の管理を任せることができます。
- 意欲と能力のある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が見込まれます。

- 放置されていた人工林の木材生産が実施され、地域経済の活性化につながります。
- 山の手入れ不足が解消され、災害防止など地域住民の安全・安心につながります。



久米南町

森林経営管理制度の Q&A

Q これまで経営や管理をしてきた所有者から森林を取り上げるの？

A いいえ。自ら経営や管理を行う場合は、これまでどおり、所有者の皆さんによる経営や管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合も含む。）が継続できるよう支援することとしています。

Q 主伐（短伐期の間伐）を強要されるのか。大径木の生産を目指した長伐期施業はできないの？

A いいえ。この制度は所有者の意向を無視し、標準伐期齢（50年程度）で主伐を進めるものではありません。森林づくりの方針は、所有者の意向を踏まえ、作成することになりますので、長伐期の意向があれば、それを踏まえた経営管理の内容を決定します。

Q 市町村の方針に森林所有者が同意しなければ、強制的に経営管理権が設定される措置なの？

A いいえ。所有者の意向を無視して、経営管理権を設定するものではありません。所有者が不同意の場合の特例は、森林の経営管理が行われていないにも関わらず、所有者の意思表示がない場合など、森林の多面的機能の発揮を行うためにやむを得ず、市町村に経営管理権を設定しなければいけないときに措置するものです。

Q 乱伐が進んで、再造林・保育が行われずに放置されることになるのでは？

A いいえ。経営管理を行う林業経営者は、伐採後の植栽や保育などを実施できる体制を整えている経営者が選定されます。

Q 経営管理実施権は、大企業にしか設定されないの？

A いいえ。経営管理実施権の設定をうける林業経営者は、所有者や林業従事者の所得向上に繋がる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営を行うことを目指す者としており、経営規模の大小は問わないこととしています。

問い合わせ
窓口

久米南町役場産業振興課 ☎086-728-4412
〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

久米郡森林組合 ☎0868-66-0053
〒709-3717 岡山県久米郡美咲町原田3111-3